

## 雇用保険法等の一部を改正する法律の概要

現在、雇用失業情勢は依然として厳しい状況にあり、特に、非正規労働者の雇用の安定や雇用保険財政の安定的な運営に大きな影響を与えている中で、非正規労働者に対するセーフティネット機能の強化、雇用保険の財政基盤の強化等を図ることが緊急の課題となっている。

そのため、(1) 非正規労働者に対する適用範囲の拡大、(2) 雇用保険に未加入とされた者に対する遡及適用期間の改善、(3) 積立金から雇用安定資金に借り入れる仕組みの措置、(4) 雇用保険二事業の保険料率に係る弾力条項の発動停止を内容とする雇用保険法等の改正を本年4月1日((2)については本日から起算して9か月を超えない範囲内において政令で定める日)より行うこととしたものである。

### I 概要

#### 1 非正規労働者に対するセーフティネット機能の強化

##### (1) 非正規労働者に対する適用範囲の拡大

雇用保険の適用基準である「6か月以上雇用見込み」を「31日以上雇用見込み」に緩和する。(別紙1参照)

##### (2) 雇用保険に未加入とされた者に対する遡及適用期間の改善

事業主が被保険者資格取得の届出を行わなかったため未加入とされていた者のうち、事業主から雇用保険料を天引きされていたことが給与明細等の書類により確認された者については、2年を超えて遡及適用する。(別紙2参照)

事業所全体として保険料を納付していないことが確認されたケースについては、保険料の徴収時効である2年経過後も保険料を納付可能とし、厚生労働大臣は事業主に対してその納付を勧奨する。

#### 2 雇用保険の財政基盤の強化

##### (1) 積立金から雇用安定資金に借り入れる仕組みの措置

雇用保険二事業(事業主からの保険料負担のみ)の財源不足を補うため、失業等給付の積立金から雇用保険二事業の雇用安定資金へ借り入れる仕組みを暫定的に措置する。

###### 【積立金の使用額】

予算で定めるところにより、平成22年度については、雇用調整助成金等のために必要な額を失業等給付の積立金から使用する。(平成22年度予算4,400億円)

###### 【返済方法】

雇用保険二事業の単年度収支が黒字になった場合、その分は、積立金の借入額に達するまで返還する。

(2) 雇用保険二事業の保険料率に係る弾力条項の発動停止

平成22年度における雇用保険二事業の保険料率については、弾力変更の規定は適用せず、原則の3.5/1000とする。(別紙3参照)

【現行】

現行規定によれば平成22年度の保険料 3.0/1000 (弾力条項の発動により原則の3.5/1000から0.5/1000引き下げ)

↓

【暫定措置】

平成22年度の保険料率 3.5/1000 (弾力条項の発動を停止し、原則どおりの料率)

II 施行期日

平成22年4月1日(1(2)については公布の日(※)から起算して9か月を超えない範囲内において政令で定める日)

※ 公布日は平成22年3月31日